

東京都保健医療計画とは

医療法第30条の4に基づく「医療計画」を含む、東京都の保健医療施策の方向性を明らかにする基本的かつ総合的な計画

計画期間

平成30年度から令和5年度2023年度）までの6年間（計画期間中であっても必要に応じて見直し。）

主な記載事項

1 5疾病5事業及び在宅医療

- ◆ 患者数や死亡者数が多い政策的に重要な5疾病
⇒ がん、脳卒中、心血管疾患、糖尿病、精神疾患
- ◆ 政策的に推進すべき、医療確保が必要な5事業
⇒ 救急、災害、へき地、周産期、小児

2 都道府県知事が特に必要と認める医療

- ◆ 5疾病5事業及び在宅医療以外で
都道府県知事が特に必要と認める医療
⇒ 歯科、リハビリテーション、
外国人医療等

3 基準病床数

- ◆ 全国一律の式により算定される病床整備の基準これを超えて新規の病床整備はできない。

4 地域医療構想

- ◆ 平成28年7月に策定した「東京都地域医療構想」で掲げたグランドデザイン「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる『東京』」の実現に向けた具体的取組を記載

5 計画の推進体制

- ◆ 東京都保健医療計画推進協議会及び各疾病・事業単位の協議会等で進捗状況や指標を評価
- ◆ 「地域医療構想調整会議」を活用し、医療機能の分化と連携を促進